

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登 園 届 (保護者記入)			
ふくふく保育園 様			
児童名		男 女	
病名	と診断され、20 年 月 日		
医療機関名「 」において、病状が回復し、集団生活に支障 がない状態と判断されましたので登園いたします。			
20 年 月 日			
保護者氏名			

保護者の方へお願い

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の記入、提出をお願いします。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治り、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹	発熱している間	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと 手洗いを励行すること

意見書（治癒証明書）

ふくふく保育園 様

児童名 _____ 男 女

病名 「 _____ 」

20 ____ 年 ____ 月 ____ 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

20 ____ 年 ____ 月 ____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____ 印又はサイン _____

主治医の先生へお願い

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書へのご記入をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

○医師が意見書を記入する事が考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児にあっては、3日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過する事 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過する事
風疹（三日ばしか）	発疹出現の前7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
水痘（みずぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎（はやり目）	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は 適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111等）	<登園のめやす>医師により感染の恐れがないと認められてから(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要は無く、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。) 厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改定版)	
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること

季節性インフルエンザ経過報告書

(目的)

この報告書につきましては、令和4年11月4日付、厚生労働省発出「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」の通知により、今冬の医療機関等の発熱外来のひっ迫を回避する必要があるため、当面の間、医療機関等が記入する治癒証明書等の代用として求めるもの。

(登園・登所停止期間の目安)

季節性インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで

○下記の項目について、医療機関受診後、必ず保護者が記入してください。

①受診医療機関名	
②発症日（発熱等の症状が始まった日）	令和 年 月 日
③診断日（医療機関で診断された日）	令和 年 月 日
④診断型（該当するものに○）	A 型 ・ B 型 ・ 不明
⑤処方薬（該当するものに○）	タミフル ・ その他（ ）

○体温の経過（測定：できれば午前・午後1回・どちらか1回でも可）

	体温測定月日	測定時間（午前）：体温	測定時間（午後）：体温
発症日	月 日	午前 時 分 °C	午後 時 分 °C
1日目	月 日	午前 時 分 °C	午後 時 分 °C
2日目	月 日	午前 時 分 °C	午後 時 分 °C
3日目	月 日	午前 時 分 °C	午後 時 分 °C
4日目	月 日	午前 時 分 °C	午後 時 分 °C
5日目	月 日	午前 時 分 °C	午後 時 分 °C
6日目	月 日	午前 時 分 °C	午後 時 分 °C
7日目	月 日	午前 時 分 °C	午後 時 分 °C
8日目	月 日	午前 時 分 °C	午後 時 分 °C
	月 日	午前 時 分 °C	午後 時 分 °C
	月 日	午前 時 分 °C	午後 時 分 °C

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過しましたので、登園の停止解除をお願いします。

令和 年 月 日

園児氏名

保護者氏名